

〔70歳未満・入院〕限度額適用認定証について

「限度額適用認定証」を取得することにより入院医療費が自己負担限度額まで減額されます。

申請方法

- 各健康保険窓口【市町村窓口・協会けんぽ(社会保険事務所)・会社窓口・各保険組合】で「限度額適用認定証」を申請してください。
- 申請には入院患者様の健康保険証・印鑑が必要となります。
- 取得しましたら入院の月内に入院受付（⑨番窓口）へご提示下さい。

注 意 点

- ◎申請は入院日の属する月内に行ってください。（前月分には適用されません）
- ◎限度額適用認定証は、保険料の滞納がある場合は交付されないことがあります。
- ◎限度額適用認定証を利用されない場合は「高額療養費払い戻し」を利用できます。

1ヶ月の自己負担限度額（食事代・個室代は別途）

	1～3回目	4回目以降
上位所得者（A）	150,000円＋（医療費－500,000円）×1% ※基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯	83,400円
一般（B）	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
住民税非課税世帯（C）	35,400円	24,600円

- ◎住民税非課税世帯の方は標準負担額減額認定証を併せて取得することにより入院の食事代が減額されます。（取得方法は限度額適用認定証と同じです）

対 象	1食当たり
一般課税世帯	260円
住民税非課税世帯 90日までの入院	210円
住民税非課税世帯 90日を超える入院	160円

その他、ご不明な点等がございましたら
医療福祉相談室にご相談下さい。

水戸済生会総合病院
水戸市双葉台3-3-10
電話 029-254-5151（内線1130/1140）
医療福祉相談室 ソーシャルワーカー

[70歳以上・入院]で市町村民税非課税世帯の方の減額認定証

老人医療受給者証又は、後期高齢受給者証をお持ちの方で世帯全員が
(食事代減額)
市町村民税非課税世帯の方は、「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を取得することにより入院時の医療費・食事代を減額
 できます。

申請の方法

- 各健康保険窓口で「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請してください。
- 申請には入院患者様の健康保険証・印鑑が必要となります。
- 取得しましたら入院の月内に入院受付(⑨番窓口)へご提示下さい。

老人医療の限度額適用認定証 (1ヶ月自己負担限度額 食事代・個室代別途)

低所得者Ⅱ(区分Ⅱ)	24,600円
低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)	15,000円

標準負担額減額認定証 (入院時1食あたりの食事代)

低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	過去12ヶ月の入院日数が90日以内の方	210円
	過去12ヶ月の入院日数が90日を超える方	160円
低所得者Ⅰ(区分Ⅰ)		100円

◎課税世帯で70歳以上の方は各健康保険証の提出のみで下記の自己負担額
 上限となります。(1ヶ月自己負担限度額 食事代・個室代別途)

現役並み所得者	$80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$
一般所得	44,400円
入院時1食あたりの食事代(現役並み所得・一般所得)	260円

その他、ご不明な点等がございましたら
 医療福祉相談室にご相談下さい。

水戸済生会総合病院
 水戸市双葉台3-3-10
 電話 029-254-5151 (内線1130/1140)
 医療福祉相談室 ソーシャルワーカー